

平成31年度税制改正大綱～所得税～

平成31年税制改正大綱が、公表されました。
その改正内容のうち、所得税の改正の概要についてお知らせいたします。

<個人所得課税>

1 住宅ローン控除の特例の創設

- 消費税率 10%が適用される住宅取得等について、住宅ローン控除の控除期間を3年間延長する（現行 10 年間→13 年間）
- 11 年以降の3年間については、消費税率 2%引き上げ分の負担に着目した控除額の上限を設定

(1) 住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除の特例の創設

個人が、住宅の取得等（その対価の額又は費用の額に含まれる消費税等の税率が 10%である場合の住宅の取得等に限る。）をして平成 31 年 10 月 1 日から平成 32 年 12 月 31 日までの間にその者の居住の用に供した場合について、住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除の特例を創設する。

この特例は、適用年の 11 年目から 13 年目までの各年の住宅借入金等特別税額控除額を、次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める金額として、住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除の適用ができることとする。

① 一般の住宅（認定長期優良住宅及び認定低炭素住宅以外の住宅）の場合

次に掲げる金額のいずれか少ない金額

イ 住宅借入金等の年末残高（4,000 万円を限度）× 1%

ロ 〔住宅の取得等の対価の額又は費用の額－当該住宅の取得等の対価の額又は費用の額に含まれる消費税額等〕（4,000 万円を限度）× 2% ÷ 3

② 認定長期優良住宅及び認定低炭素住宅の場合

次に掲げる金額のいずれか少ない金額

イ 住宅借入金等の年末残高（5,000 万円を限度）× 1%

ロ 〔住宅の取得等の対価の額又は費用の額－当該住宅の取得等の対価の額又は費用の額に含まれる消費税額等〕（5,000 万円を限度）× 2% ÷ 3

③ 東日本大震災の被災者等に係る住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除の控除額に係る特例の対象となる再建住宅の場合

次に掲げる金額のいずれか少ない金額

イ 住宅借入金等の年末残高（5,000 万円を限度）× 1.2%

ロ 〔住宅の取得等の対価の額又は費用の額－当該住宅の取得等の対価の額又は費用の額に含まれる消費税額等〕（5,000 万円を限度）× 2% ÷ 3

(注 1) 適用年の 1 年目から 10 年目までの各年の住宅借入金等特別税額控除については、現行と同様の金額を控除できることとする。

(注 2) 上記の「住宅の取得等」とは、居住用家屋の新築若しくは居住用家屋で建築後使用されたことのないもの若しくは既存住宅の取得又はその者の居住の用に供する家屋の増改築等をいうものとし、上記①ロ、②ロ及び③ロの「住宅の取得等の対価の額又は費用の額」は、次のとおりとする。

イ 当該住宅の取得等をした居住用家屋等のうちにその者の居住の用以外の用に供する部分がある場合には、当該居住用家屋等の床面積のうちに当該居住の用に供する部分の床面積の占める割合を乗じて計算した金額とする。

ロ 当該住宅の取得等に関し、補助金等の交付を受ける場合又は直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税等の適用を受ける場合であっても、当該補助金等の額又は当該適用を受けた住宅取得等資金の額を控除しないこととする。

(注 3) その他の要件等は、現行の住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除と同様とする。

(2) 個人住民税における住宅ローン控除に係る対応

個人が、住宅の取得等（その対価の額又は費用の額に含まれる消費税等の税率が 10%である場合の住宅の取得等に限る。）をして平成 31 年 10 月 1 日から平成 32 年 12 月 31 日までの間に居住の用に供した場合における、住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除の特例の適用がある者のうち、適用年の 11 年目から 13 年目までの各年分の住宅借入金等特別税額控除額から当該年分の所得税額（住宅借入金等特別税額控除の適用がないものとした場合の所得税額とする。）を控除した残額があるものについては、翌年度分の個人住民税において、当該残額に相当する額を当該年分の所得税の課税総所得金額等の額に 100 分の 7 を乗じて得た額（最高 13.65 万円）の控除限度額の範囲内で減額する。

また、この措置による個人住民税の減収額は、全額国費で補填する。

(3) 特別控除申請書への記載不要事項

給与所得者の住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除申告書について、次に掲げる事項の記載を要しないこととする。

イ 住宅の取得等をした年月日

ロ 住宅の取得等をした家屋をその者の居住の用に供した年月日

ハ 住宅の取得等（住宅借入金等に当該取得等とともにする当該取得等をした家屋の敷地の用に供される土地等の取得に係る住宅借入金等が含まれる場合には、当該土地等の取得を含む。下記(4)ロにおいて同じ。）の対価の額又は費用の額

二 住宅の取得等をした家屋の床面積

(注) 上記の改正は、平成 31 年 4 月 1 日以後に提出する給与所得者の住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除申告書について適用する。

(4) 所得税額の特別控除証明書の記載事項の明確化

住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除証明書の記載事項は、次に掲げる事項であることを法令上明確化する。

イ 住宅の取得等をした家屋をその者の居住の用に供した年月日

ロ 住宅の取得等の対価の額又は費用の額

ハ 住宅の取得等をした家屋の床面積のうちその者の居住の用に供する部分の床面積の占める割合及び住宅の取得等をした家屋の敷地の用に供する土地等の面積のうち当該居住の用に供する部分の面積の占める割合

ニ 住宅借入金等が連帯債務である場合には、その負担部分の割合

ホ その他参考となるべき事項

(注) 上記の改正は、居住年が平成 31 年以後である者に対し、平成 32 年 10 月 1 日以後に交付する住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除証明書について適用する。

2 所有者不明土地の利用の円滑化等に関連する措置

(1) 優良住宅地の造成等のために土地を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例の適用対象

優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例の適用対象に、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法に規定する地域福利増進事業（特定所有者不明土地の土地使用権の取得についての都道府県知事による裁定がされた当該裁定に係る申請書に記載されたものに限る。）を実施する者に対する当該申請書に記載された事業区域内にある次に掲げる土地等の譲渡（当該裁定後に行われるものに限る。）で、当該譲渡に係る土地等が当該地域福利増進事業の用に供されるものを加える。

① 確知所有者等が有する特定所有者不明土地又はその上に存する権利

② 権利取得計画に記載がされた土地等（一定の地域福利増進事業である場合におけるものを除く。）

(注) 上記の改正は、平成 31 年 6 月 1 日以後の譲渡について適用する。

(2) 収用交換等の場合の譲渡所得の 5,000 万円特別控除等の適用対象

所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法に規定する土地収用法の特例の規定による収用があった場合には、収用交換等の場合の譲渡所得の 5,000 万円特別控除等を適用する（法人税についても同様とする。）

(注) 上記の改正は、平成 31 年 6 月 1 日以後の譲渡について適用する。

3 空き家の 3,000 万円控除の延長及び拡充

- 空き家の発生を抑制するため、空き家の譲渡所得の 3,000 万円の特別控除について、**適用期間を 4 年間延長**する
- 被相続人の直前居住要件を緩和し、**老人ホーム等に入居していた場合を特例適用対象**に加える。

空き家に係る譲渡所得の 3,000 万円特別控除の特例について、老人ホーム等に入所をしたことにより被相続人の居住の用に供されなくなった家屋及びその家屋の敷地の用に供されていた土地等は、次に掲げる要件その他一定の要件を満たす場合に限り、相続の開始の直前においてその被相続人の居住の用に供されていたものとして本特例を適用するほか所要の整備を行った上、その適用期限を 4 年延長する。

① 被相続人が介護保険法に規定する要介護認定等を受け、かつ、相続の開始の直前まで老人ホーム等に入所をしていたこと。

② 被相続人が老人ホーム等に入所をした時から相続の開始の直前まで、その家屋について、その者による一定の使用がなされ、かつ、事業の用、貸付けの用又はその者以外の者の居住の用に供されていたことがないこと。

(注) 上記の改正は、平成 31 年 4 月 1 日以後に行う被相続人居住用家屋又は被相続人居住用家屋の敷地等の譲渡について適用する。

4 NISA 制度の見直し

●NISA 口座保有者が海外転勤等により、一時的に出国する場合など、日本を離れている場合であっても、引き続き NISA 口座を利用できるようにする

(1) NISA 口座保有者の出国に伴う対応

非課税口座を開設している居住者等が一時的な出国により居住者等に該当しないこととなる場合の特例措置を次のとおり講ずる。

① 当該居住者等がその出国の日の前日までに当該非課税口座が開設されている金融商品取引業者等の営業所の長に、その者に係る給与等の支払をする者からの転任の命令その他これに準ずるやむを得ない事由に基因して出国をする旨、引き続き非課税措置の適用を受けようとする旨、帰国をした後再び当該非課税口座において非課税上場株式等管理契約又は非課税累積投資契約に基づく上場株式等の受入れを行う旨その他の事項を記載した届出書（以下「継続適用届出書」という。）の提出をしたときは、その出国の時から、その者が当該金融商品取引業者等の営業所の長に、帰国をした年月日、当該非課税口座において再び非課税上場株式等管理契約又は非課税累積投資契約に基づく上場株式等の受入れを行わせようとする旨その他の事項を記載した届出書（以下「帰国届出書」という。）の提出をする日と当該継続適用届出書の提出をした日から起算して 5 年を経過する日の属する年の 12 月 31 日とのいずれか早い日までの間は、その者を居住者等に該当する者とみなして、本措置を引き続き適用す

る。この場合において、当該帰国届出書の提出をする日までは、当該非課税口座に設けられた非課税管理勘定又は累積投資勘定に上場株式等を受け入れることができないこととする。

- ② 継続適用届出書の提出をした者が当該提出をした日から起算して5年を経過する日の属する年の12月31日までに当該金融商品取引業者等の営業所の長に帰国届出書の提出をしなかった場合には、同日においてその者が当該金融商品取引業者等の営業所の長に非課税口座廃止届出書を提出したものとみなす。
- ③ その出国につき、国外転出をする場合の譲渡所得等の特例の対象となる者は、継続適用届出書の提出をすることができないこととする。

(2) 非課税口座開設の年齢要件の引下げ

居住者等が非課税口座を開設することができる年齢要件をその年1月1日において18歳以上（現行：20歳以上）に引き下げる。

（注）上記(2)の改正は、平成35年1月1日以後に設けられる非課税口座について適用するとともに、所要の経過措置を講ずる。

(3) ジュニアNISAの見直し

未成年者口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置（ジュニアNISA）について、次の措置を講ずる。

- ① 居住者等が未成年者口座の開設並びに非課税管理勘定及び継続管理勘定の設定をすることができる年齢要件をその年1月1日において18歳未満（現行：20歳未満）に引き下げる。
- ② 次に掲げる書類の提出に代えて行う電磁的方法による当該書類に記載すべき事項を記録した電磁的記録の提供の際に行うこととされている本人確認の方法について、その者の氏名、生年月日及び住所の記載のある住所等確認書類を提示する方法を加える。

イ 未成年者口座内上場株式等移管依頼書

ロ 特定口座以外の他の保管口座への未成年者口座内上場株式等移管依頼書

- ③ その他所要の措置を講ずる。

（注）上記①の改正は、平成35年1月1日以後に設けられる未成年者口座等について適用するとともに、所要の経過措置を講ずる。

5 仮想通貨に関する所得税の取得価額の計算方法の明確化

●個人が仮想通貨の売却をした場合において、その取得価額を計算する際に行う期末評価額の計算方法は、移動平均法又は総平均法とすることを、法令上明確化する

個人が保有する資金決済に関する法律に規定する仮想通貨につき、その者の

所得の金額の計算上、必要経費に算入する金額を算定する場合におけるその算定の基礎となる期末において有する仮想通貨の価額は、移動平均法又は総平均法により算出した取得価額をもって評価した金額とするほか、所要の措置を講ずる。

6 源泉徴収における源泉控除対象配偶者等の見直し

●夫婦双方が源泉控除対象配偶者に該当する場合であっても、夫婦のいずれか一方しか源泉控除対象配偶者に該当しないこととする。

●夫婦の一方の者（A）が年金の源泉徴収段階において他方の者（B）を源泉控除対象配偶者として配偶者に係る控除を適用し、申告不要の適用を受ける場合には、その他方の者（B）は確定申告段階等で配偶者に係る控除の適用ができないこととする。

源泉徴収及び確定申告における配偶者に係る控除の適用について、次の見直しを行う。

- ① 給与等又は公的年金等の源泉徴収における源泉控除対象配偶者に係る控除の適用については、夫婦のいずれか一方しか適用できないこととする。
- ② 居住者の配偶者が、公的年金等の源泉徴収において源泉控除対象配偶者に係る控除の適用を受け、かつ、公的年金等に係る確定申告不要制度の適用を受ける場合等には、その居住者は、確定申告において配偶者特別控除の適用を受けることができないこととする等の所要の措置を講ずる。

（注）上記の改正は、平成32年1月1日以後に支払われる給与等及び公的年金等並びに平成32年分以後の所得税について適用する。

7 所得税の確定申告書等の提出に係る簡便化

(1) 提出不要書類

次に掲げる書類については、確定申告書等に添付し、又は確定申告書等の提出の際提示することを要しないこととするほか、これに伴う所要の措置を講ずる。

- ① 給与所得、退職所得及び公的年金等の源泉徴収票
- ② オープン型証券投資信託の収益の分配の支払通知書
- ③ 配当等とみなす金額に関する支払通知書
- ④ 上場株式配当等の支払通知書
- ⑤ 特定口座年間取引報告書
- ⑥ 未成年者口座等につき契約不履行等事由が生じた場合の報告書

- ⑦ 特定割引債の償還金の支払通知書
 - ⑧ 相続財産に係る譲渡所得の課税の特例を適用する際の相続税額等を記載した書類
- (注) 上記の改正は、平成 31 年 4 月 1 日以後に提出する確定申告書等について適用する。

(2) 記載事項の簡素化

その年において支払を受けるべき給与等で年末調整の適用を受けたものを有する居住者が提出する確定申告書の記載事項のうち、その年末調整で適用を受けた所得控除の額と確定申告で適用を受ける所得控除の額とが同額である場合におけるこれらの所得控除に関する事項については、その年末調整で適用を受けた所得控除の額の合計額の記載によることができることとする。

(注 1) 確定申告で適用を受ける所得控除の額のうち年末調整で適用を受けた所得控除の額と同額である所得控除については、その内訳の記載を要しないこととし、その額の記載によることができることとする。

(注 2) 上記の改正は、平成 31 年分以後の確定申告書を平成 31 年 4 月 1 日以後に提出する場合について適用する。

(3) 公的年金等の源泉徴収の見直し

公的年金等（公的年金等の受給者の扶養親族等申告書（以下「扶養親族等申告書」という。）の提出をすることができないものを除く。以下同じ。）の源泉徴収について、次の見直しを行う。

① 扶養親族等申告書の提出をしなかった場合の源泉徴収税額は、その提出の際に経由すべき公的年金等の支払者が支払う公的年金等の金額から公的年金等控除及び基礎控除に対応する控除の月割額（その月割額が最低保障額に満たない場合には、最低保障額）にその公的年金等の支給月数を乗じて計算した金額を控除した残額に、5%の税率を乗じて計算する。

(注) 上記の最低保障額は、9万円（その公的年金等の支払を受ける居住者が 65 歳以上である場合には、13 万 5 千円）とする。

② 扶養親族等申告書にその者の氏名を自署した場合には、その者の押印を要しないこととする。

③ 扶養親族等申告書の記載事項から、同一生計配偶者又は扶養親族のうちに同居特別障害者若しくはその他の特別障害者又は特別障害者以外の障害者がある場合の人数を除外する。

④ その他所要の措置を講ずる。

(注) 上記の改正は、平成 32 年 1 月 1 日以後に支払を受けるべき公的年金等について適用する。

8 ふるさと納税に係る返礼品の見直し

●制度の健全な発展に向けて、一定のルールの中で、地方公共団体が、創意工夫をすることにより、全国各地の地域活性化に繋げるため、過度な返礼品を送付し、制度の趣旨を歪めているような地方公共団体については、ふるさと納税の対象外にすることができるよう、制度の見直しを行う。

個人住民税における都道府県又は市区町村に対する寄附金に係る寄附金税額控除について、次の見直しを行う。

① 総務大臣は、次の基準に適合する都道府県等をふるさと納税（特例控除）の対象として指定することとする。

イ 寄附金の募集を適正に実施する都道府県等

ロ イの都道府県等で返礼品を送付する場合には、以下のいずれも満たす都道府県等

(イ) 返礼品の返礼割合を3割以下とすること

(ロ) 返礼品を地場産品とすること

② ①の基準は総務大臣が定めることとする。

③ 指定は、都道府県等の申出により行うこととする。

④ 総務大臣は、指定をした都道府県等が基準に適合しなくなったと認める場合等には、指定を取り消すことができることとする。

⑤ 総務大臣は指定をし、又は指定を取り消したときは、直ちにその旨を告示しなければならないこととする。

⑥ 基準の制定や改廃、指定や指定の取消しについては、地方財政審議会の意見を聴かななければならないこととする。

⑦ その他所要の措置を講ずる。

(注) 上記の改正は、平成 31 年 6 月 1 日以後に支出された寄附金について適用する。

9 未婚のひとり親に対する税制上の支援措置

子どもの貧困に対応するため、次の措置を講ずる。

① 児童扶養手当の支給を受けている児童の父又は母のうち、現に婚姻をしていない者又は配偶者の生死の明らかでない者（これらの者の前年の合計所得金額が 135 万円を超える場合を除く。）を個人住民税の非課税措置の対象に加える。

(注 1) 上記の「児童」は、父又は母と生計を一にする子で前年の総所得金額等の合計額が 48 万円以下であるものとする。

(注 2) 上記の「婚姻」及び「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含むものとする。

② 個人住民税の申告書、給与所得者の扶養親族申告書及び給与支払報告書等について、上記①の者に該当する旨の記載をし、申告することとする等の所要の措置を講ずる。

(注) 上記の改正は、平成 33 年度分以後の個人住民税について適用する。